沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金（令和８年度分）
給付要綱

令和８年９月７日
生 障 第 811 号

（通則）

第１条　沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業における沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の給付に関しては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和５年11月29日府地創第327号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この給付金は、物価高騰の影響を受ける障害者福祉施設等のサービス維持及びサービス利用者の負担増を防ぐことを目的に、障害福祉サービス事業所・施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）を運営する法人等に対し、予算の範囲内において給付金を給付し、継続的に必要な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（給付対象者）

第３条　給付金の対象となる事業者（以下「給付対象事業者」という。）は、令和８年９月30日時点（以下「基準日」という。）においてサービスの指定を管轄する自治体に届け出ている別表の対象事業所・施設種別欄に掲げる障害福祉サービス事業所等で、申請時点で事業を継続しており、次のいずれかに該当しない者であること。

⑴　基準日において、休止又は廃止している事業者

⑵　令和８年４月１日から令和８年９月30日までの間、サービス提供の実績がない事業所等

（給付対象経費及び給付額）

第４条　給付金の給付の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、令和８年４月１日から９月30日までの間の電気・エネルギー・食料品等価格の高騰分に相当する費用とする。

２　給付金の額は、別表の給付額の欄のとおりとする。ただし、同欄における「利用定員」とは、第３条に定める基準日において、サービスの指定を管轄する自治体に届け出ている利用定員数とする。

３　令和８年４月１日から９月30日までの間に新たに指定を受けた障害福祉サービス事業所等の給付金の額は、別表の給付額の欄に掲げる額を６で除した額に、新たに指定を受けた日の属する月から令和８年９月までの月数を乗じて算出する。ただし、算定した額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

４　令和８年４月１日から９月30日までの間に、事業を休止した期間があり、月の日数の半数以上を休止している場合は、その月の給付金は給付しない。

５　知事は、予算の範囲内において給付金を給付することができる。

（給付金の申請方法）

第５条　給付金の給付を受けようとする給付対象事業者は、沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金給付申請書（様式第１号）に次に各号に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

⑴　総括表（様式第１号別紙）

⑵　給付要件確認書兼誓約書兼同意書（様式第２号）

⑶　その他知事が必要と認める書類

２　複数の障害福祉サービス事業所等を有する給付対象事業者は、原則として給付の対象となる事業所等の申請を取りまとめて、一括して知事に給付を申請するものとする。

３　知事は、前項の書類の提出を受けた場合であって、当該書類に不備があるときは、申請者に対し、期間を定めて補正を求めることができる。

（給付決定）

第６条　知事は前条に定める申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、給付金の給付を決定し、申請者に通知する。

２　前項の通知は、給付金を給付することが適当であると認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって代えるものとし、この場合、給付申請書（様式第１号）を申請者からの請求書とみなす。

（実績報告）

第７条　給付金における実績報告は、第５条に定める給付申請書（様式第１号）をもって代えるものとする。

（給付金の額の確定）

第８条　給付金の額の確定は、第６条をもって代えるものとし、これをもって給付決定額の確定とする。確定通知は、同条第２項に定める給付金を給付することが適当であると認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって代えるものとする。

２　知事は、前項により給付すべき給付金の額を確定するに当たり、特に必要があるときは、申請者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

（給付金の給付）

第９条　知事は、前条の額の確定を行ったときは、速やかに給付金を給付するものとする。

（給付申請の取下げ）

第10条　給付金の給付決定を受けた者は、第６条の規定による給付決定通知を受けた後、この給付金の申請を取り下げようとするときは、通知を受けた日から起算して20日以内に、給付金給付申請取下書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

２　知事が申請書等を受理した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、第４項に定める期限までに補正が行われないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

３　知事が給付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

４　前２項の補正の期限は、原則として、補正を求めた日の翌日から起算して10開庁日後とする。

５　知事は、第２項又は第３項の規定に基づき、申請が取り下げられたものとみなしたことについて、申請者にその旨を通知する。

（給付決定の取消し等）

第11条　知事は、給付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

⑴　提出書類に虚偽の記載があったとき。

⑵　不正の手段により給付金の給付決定を受けたとき。

⑶　この要綱に規定する給付金の給付要件を欠くこととなったとき。

⑷　その他本要綱に反したとき。

⑸　給付決定後に生じた事情の変更等により、給付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する給付金が給付されているときは、期限を付して当該給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

４　第２項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、知事は期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

５　知事は前２項の場合において、第１項第１号から第４号の場合を除き、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

６　第１項から前項までの規定は、給付すべき給付金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（証拠書類の保管）

第12条　給付金の給付を受けた者は、当該給付金に係る証拠書類を給付金の額の確定の日の属する年度の終了後５年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

（検査及び報告）

第13条　知事は、給付金の適正な執行の確保のため、必要に応じて給付対象事業者に対して、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条　給付対象事業者等は、給付金の給付を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（暴力団の排除）

第15条　次に掲げる者は、この要綱に基づく給付金の給付の対象としない。

⑴　自己又は自社の役員等（役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれかに該当するもの。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者

イ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ　暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ　暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ　暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

⑵　暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附　　則

１　この要綱は、令和８年９月７日から施行し、令和８年度６月補正予算から適用する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに給付を決定した給付金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第４条関係）

区分	対象事業所・施設種別	給付額
入所系	施設入所支援 短期入所 共同生活援助 宿泊型自立訓練 障害児入所施設 療養介護 医療型障害児入所支援	定員数に基準単価を乗じた額を給付する。 （定員50人以上） 基準単価：定員１人当たり10,000円 （定員49人以下） 基準単価：定員１人当たり9,000円
通所系（者）	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労選択支援	定員数に基準単価を乗じた額を給付する。 基準単価：定員１人当たり6,000円
通所系（児）	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	定員数に基準単価を乗じた額を給付する。 基準単価：定員１人当たり4,000円
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 自立生活援助 就労定着支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援	１施設当たり22,000円を給付する。

注１　区分に掲げる事業所は、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める事業所が対象であり、多機能型についてはいずれか１つの事業所として取扱う。